

綾川町における障害者雇用率について

綾川町では、令和 6 年 6 月 1 日現在の障害者である職員の任免に関する状況を、厚生労働大臣に次のとおり通報（香川県労働局経由）しました。

この通報は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 40 条の規定により、国及び地方公共団体の任命権者が、毎年、厚生労働大臣に行うことが義務付けられているものです。

綾川町の令和 6 年 6 月 1 日現在の障害者雇用率は以下のとおりであり、法定雇用率は達成できています。

法定雇用 障害者数 の算定の 基礎とな る職員 ①	雇用している障害者の数					実雇用率 ⑥／①％ ⑦	法定雇用 率 2.8％ を満たす ために必 要な人数 ⑧
	重度障害 ※ 1 ②	重度障害 （短時間 勤務） ※ 2 ③	普通障害 ※ 3 ④	普通障害 （短時間 勤務） ※ 4 ⑤	②× 2 人 + ③+ ④ + （⑤× 0.5 人） ⑥		
343 人	3 人	0 人	4 人	1 人	10.5 人	3.0％	9 人

- ※ 1 重度障害：重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務を除く。）
障害者の算定上、その 1 人をもって 2 人の職員に相当
- ※ 2 重度障害（短時間勤務）：重度障害で短時間勤務である職員
障害者の算定上、その 1 人をもって 1 人の職員に相当
- ※ 3 普通障害：対象障害者である職員（重度障害又は短時間勤務を除く。）
障害者の算定上、その 1 人をもって 1 人の職員に相当
- ※ 4 普通障害（短時間勤務）：対象障害者である職員（重度障害除く。）であって短時間勤務の者。
障害者の算定上、その 1 人をもって 0.5 人の職員に相当